

蒲郡市非木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市民の生命の安全と安心を確保し、震災に強いまちづくりを促進するため、大地震発生時における住宅の倒壊等により住民及び利用者の生命に危険を及ぼす可能性のある蒲郡市内の旧基準非木造住宅について、その耐震診断を実施する者について、その要する費用の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 蒲郡市非木造住宅耐震診断事業 旧基準非木造住宅について実施される耐震診断者による耐震診断に要する費用の補助に関する事業（以下「補助事業」という。）をいう。
- (2) 旧基準非木造住宅 木造以外の住宅で、次の要件をすべて満たすもの
 - ア 蒲郡市内にある自己所有の一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が、延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
 - イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。
- (3) 耐震診断者 旧基準非木造住宅の地震に対する安全性を評価する者で、次のいずれかに該当すること。
 - ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士。ただし、建築士法第3条に規定する用途及び規模の建築物の耐震診断を行うものは、一級建築士であること。
 - イ 建築士法第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所及び建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者であること。
- (4) 耐震診断 前号に規定する耐震診断者が、建築物の耐震診断の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）別添「建

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に基づき、建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に評価すること、又はこの方法と同等以上の効力を有すると国土交通大臣が認めた当該建築物に応じてアからエまでに定める方法により調査し耐震性能を判定すること。

ア 鉄筋コンクリート造 財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準（最新版）」

イ 鉄骨鉄筋コンクリート造 財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針（最新版）」

ウ 鉄骨造 財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針（最新版）」

エ 壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造・壁式鉄筋コンクリート造 財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針（最新版）」又は「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法（最新版）」

- (5) 施行者 補助事業を行う非木造住宅の所有者（区分所有の共同住宅にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する団体又は第47条第1項（第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。以下「管理組合」という。）又は市長が同等と認める者。

（補助対象建物）

第3条 この要綱に定める補助事業の対象となる建築物は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 旧基準非木造住宅であること。
- (2) 区分所有された住宅の場合は、所有者全員または管理組合で合意形成が図られたものであること。
- (3) 建物所有者と居住者が異なる場合は、所有権等を有する者全員の同意を得たものであること。
- (4) 過去に本要綱に基づく補助金の交付を受けていないものであること。
- (5) その他「住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱（平成21年4月1日国住指第4984-2号）」第8号事業要件に適合するものであること。

（事前相談）

第4条 補助事業の施行者が、補助金の交付を受けて耐震診断を行おうとする場合は、あらかじめ蒲郡市非木造住宅耐震診断事業に係る事前相談書（第1号様式）を市長に提出し相談を受けるものとする。

2 前項の事前相談書には、昭和56年5月31日以前に建築された建物であることを証明するものとして次に掲げるいずれかの書類を添付するものとする。

- (1) 建築確認通知書の写し又は検査済証の写し
- (2) 固定資産課税台帳登録証明書（家屋証明）
- (3) 建物の登記事項証明書
- (4) 前各号のいずれかに類すると市長が認める書類又はその写し
（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助事業の補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の交付額は、別表のとおりとする。

（補助金交付申請）

第6条 補助事業に係る補助金の交付を受けようとする施行者（以下「申請者」という。）は、蒲郡市非木造住宅耐震診断事業費補助金交付申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断経費の見積書の写し
- (2) 各階平面図
- (3) 申請者が管理組合の場合、組合規約及び耐震診断の実施にかかる議決書又はこれに代わるもの
- (4) 建物所有者と居住者が異なる場合は、居住者すべての同意書又はこれに代わるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類
（交付の決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に蒲郡市非木造住宅耐震診断事業費補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要がある場合は当該補助金の交付について条件を付することができる。

（補助事業の変更）

第8条 申請者は、補助事業の内容を変更し、補助金の額に変更を生じる場合には、次に掲げる書類を添付して、蒲郡市非木造住宅耐震診断事業費補助金交付変更承認申請書（第4号様式）を変更事業に着手する前に市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に変更がない場合には、蒲郡市非木造住宅耐震診断事業変更届（第5号様式）を提出しなければならない。

- (1) 変更後の耐震診断経費の見積書の写し
- (2) 変更の内容がわかる書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付変更を決定した場合は、蒲郡市非木造住宅耐震診断事業費補助金交付決定変更承認通知書（第6号様式）をもって申請者に通知するものとする。

（補助事業の取下げ又は中止）

第9条 申請者は、補助事業の取下げ又は中止をしようとするときは、蒲郡市非木造住宅耐震診断事業取下げ（中止）届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（遂行命令等）

第10条 市長は必要があると認めるときは、申請者に対して補助事業の遂行に関して、必要な指導、助言及び指示を行い、又は必要な報告を求めることができる。

2 市長は、申請者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件（以下「交付決定内容等」という。）に従って補助事業を遂行していないと認めた場合、交付決定内容等に従って当該補助事業を遂行するよう命ずることができる。

3 市長は、申請者が前項の命令に違反した場合は、当該申請者に対して補助事業の一部の停止を命ずることができる。

（完了実績報告等）

第11条 申請者は、当該事業が完了したときは、当該事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日までのいずれか早い期日までに、蒲郡市非木造住宅耐震診断事業完了実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断結果報告概要書（第9号様式）又は耐震診断結果評価書
- (2) 平面図、伏図及び軸組図
- (3) 契約書の写し
- (4) 領収書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(是正のための措置)

第12条 市長は、前条に規定する完了実績報告書を受理した場合において、当該補助事業の成果が交付決定等に適合しないと認めたときは、これらに適合させるための措置を取るよう申請者に命ずることができる。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、第11条の規定による完了実績報告書を受理した場合は、報告内容を審査のうえ、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、蒲郡市非木造住宅耐震診断事業費補助金確定通知書（第10号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金交付の請求及び交付)

第14条 前条に規定する通知を受けた申請者は、速やかに請求書(第11号様式)により、補助金の交付請求を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けた場合
- (2) 交付内容決定等その他法令又はこの要綱に違反した場合
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用した場合
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じた場合

(書類の保管)

第16条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を作成し備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

2 申請者は、前項に掲げる帳簿及び領収書等関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第17条 市長は、この要綱に定める手続については、蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年蒲郡市条例第44号）及び蒲郡市情報

通信技術を活用した行政の推進に関する規則（平成18年蒲郡市規則第71号）の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助事業		補助対象経費	補助金の交付額
蒲郡市非木 造住宅耐震 診断事業	一戸建 以外	<p>耐震診断に要する経費で耐震診断者に支払う経費。ただし、延べ面積に応じて次に定める額を限度とする。</p> <p>(1) 延べ面積1,000㎡以内の部分は、1㎡あたり3,670円を乗じた額</p> <p>(2) 延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、1㎡あたり1,570円を乗じた額</p> <p>(3) 延べ面積2,000㎡を超える部分は、1㎡あたり1,050円を乗じた額</p>	<p>対象経費の3分の2以内の額</p> <p>（その額に1,000円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。）</p>
	一戸建	<p>耐震診断に要する経費で耐震診断者に支払う経費。ただし、1戸あたり136,000円を限度とする。</p>	

様式

要 綱	名 称	様 式
第 4 条	蒲郡市非木造住宅耐震診断事業に係る事前相談書	第 1 号
第 6 条	蒲郡市非木造住宅耐震診断事業費補助金交付申請書	第 2 号
第 7 条	蒲郡市非木造住宅耐震診断事業費補助金交付決定通知書	第 3 号
第 8 条	蒲郡市非木造住宅耐震診断事業費補助金交付変更承認申請書	第 4 号
第 8 条	蒲郡市非木造住宅耐震診断事業変更届	第 5 号
第 8 条	蒲郡市非木造住宅耐震診断事業費補助金交付決定変更承認通知書	第 6 号
第 9 条	蒲郡市非木造住宅耐震診断事業取下げ（中止）届	第 7 号
第 1 1 条	蒲郡市非木造住宅耐震診断事業完了実績報告書	第 8 号
第 1 1 条	耐震診断結果報告概要書	第 9 号
第 1 3 条	蒲郡市非木造住宅耐震診断事業補助金確定通知書	第 1 0 号
第 1 4 条	請求書	第 1 1 号